

北区地域包括ケア推進計画(高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)「中間のまとめ」に関するパブリックコメント実施結果

- 1 意見提出期間 令和2年12月1日(火)から令和3年1月8日(金)
 2 意見提出者 提出者6人(HP4人、郵送1人、FAX1人)
 3 意見総数 30件
 4 主な意見

(1)社会参加の促進と健康寿命の延伸に関すること

	パブリックコメント意見(要旨)	件数	区の考え方
1	「高齢者いきいきサポーター制度」は、現在の受入機関は高齢者・障害者・子育て等、福祉系施設に偏っている。他方、北区NPO・ボランティアぶらざで管理している「やってみよう！ボランティア」等、年齢を問わず日常募集しているボランティア団体や施設もあるため、これらと連動するなど受入団体の門戸を拡充すべきである。	1	北区高齢者いきいきサポーター制度は平成26年度末から実施しており、当初受入機関は高齢者施設のみでしたが、現在は、高齢者施設だけではなく、保育園や児童館も受入機関として登録し、子どもや若い年代の方々との交流を通じた活動が可能となっています。受入機関となる施設の安全管理対策やボランティア活動への需要を考慮しつつ、今後とも受入機関の拡充を図ります。
2	「IT関係講座」では、防災情報メールの受信登録や、防災気象情報・避難情報の見方などを学習する機会を提供し、命を守る実用的な支援を行うべきである。また、帰省自粛等で若年層と高齢者の接触機会が制限される中、それを補うツールとしてZoomなどWeb会議システムの活用が提唱されているが、ビジネスで使用している人以外には導入のハードルが高いため、講座でも取り上げて頂くようお願いしたい。	1	スマートフォンやタブレットを使った情報の活用についての講座を行うことで、防災関係だけでなく全般的な区政情報を得られるよう支援を行います。
3	北区高齢者健康診査について 寝たきり等で、通院ができない人のため、在宅で受けられる病院、医院等が分かる様にしてほしい。現在は、ポータブル化が進み、在宅で、レントゲン、エコー、等心電図以外も可能になって来ていますが、区内で、やっているところがあるか否かすら不明です。	1	訪問健診を実施するためには、医師の確保、看護師の帯同、移動手段の手配など実施体制を整える必要があります。医療機関の事情により、受診申込に必ず対応できるとは限らないため、現状では実施している医療機関を公表しておりません。お手数ですが受診を希望される医療機関に個別にご相談いただくようお願いいたします。
4	北区高齢者健康診査について 外出困難な寝たきり等の人のなかには、日頃、区外の病院等の医師の訪問診療を受けている人も多い。そういう人の場合は、区外病院、医院クリニックの訪問による、北区の高齢者健診を受けられるようにしてほしい。	1	北区の後期高齢者健診は、身近なかかりつけ医で健診を受けられるよう、北区医師会との委託契約により実施しています。他区で受診できるようにするためには、健診内容を合わせる必要がありますが、地域の実情に応じて各区が健診内容を決めていることから、現時点において他区で受診することができない状況です。訪問診療については、北区の高齢者健診においても実施している医療機関がありますので、健診をお申し込みの際にお尋ねください。

5	高齢者の健康維持のためには禁煙が必須であることを計画に盛り込むべきである。	1 喫煙は、がん、循環器疾患(脳血管疾患、心疾患)、糖尿病、COPD(慢性閉塞性肺疾患)などの病気のリスクを高めます。区の健康増進計画である「北区ヘルシータウン21(第二次)後期5か年計画」では、たばこによる健康への悪影響を無くすため、喫煙率を下げ、禁煙継続を支援する取り組みとして、禁煙治療費の助成や禁煙・受動喫煙に関する普及啓発などの事業に重点的に取り組むこととしています。禁煙するのに遅すぎるということではなく、ご指摘のように、高齢者の健康維持のためにも禁煙は重要であることから、高齢者を含むすべての世代に対する禁煙支援や普及啓発に引き続き取り組んでまいります。 すべての世代に対して事業を行っていることから、北区地域包括ケア推進計画に盛り込むことは難しいですが、禁煙は重要な課題と認識しております。北区ヘルシータウン21(第二次)後期5か年計画と整合性を取った取り組みを進めてまいります。
---	---------------------------------------	--

(2) 多様な地域資源の活用・多世代交流によるつながりの創出に関すること

	パブリックコメント意見(要旨)	件数	区の考え方
6	<p>「昔遊び・伝統的文化継承活動」「高齢者参画による世代間交流」は、伝統文化の継承活動にとどまることなく、北区で長年住み続けてきた高齢者の経験が存分に発揮される。郷土史・郷土文化の継承活動、観光語り部、災害体験を活かしたまちづくり等、もっと幅広く展開し活躍できるようにしてほしい。</p>	1	<p>高齢者の方が培ってきた経験を存分に発揮できるよういきがい活動センター(きらりあ北)等を通じ、幅広い機会・場所の提供を行い、高齢者が活躍できる地域づくりの取り組みを進めてまいります。</p>
7	<p>第四章 施策の展開49ページ 地域のすべての人々が互いに支え合う体制の充実として「地域のきずなづくり推進プロジェクト」記載がありますが、具体策として記載がある「地域円卓会議の開催」の実効性に疑問を感じます。以前、地域振興室長にお話を伺いましたが、実際には北区役所から助成金を受けている自治会、商店街組織、青少年委員会などの代表者が年に1回か2回、集まって意見交換する会とのことでした。議事録は北区ホームページから見れますが、各団体の活動について発表があり、行政からのお知らせを伝えるだけなら地域力強化には弱いです。そもそも参加団体も北区から委託金・助成金を受けている等、北区と契約・金銭関係がある団体が多く、仕事の一環として顔合わせ活動にお付き合いし、単に現状を伝えるだけではないかと全ての円卓会議議事録を拝読して感じました。参加者を固定せず、行政がメンバーを選定せず、参加希望の住民をメンバーとし、地域課題を意見交換する会としてください。契約やお金、事業委託の関係が行政とある人・組織だけの集まりでは内輪だけ、事なかれ主義、形式的だけ顔合わせする会となってしまうと感じます。また、地域活動に関心のある方々の「地域デビュー講座」は単なる講演会とせず、実際に地域活動をしている個人・団体を支援し、そういう地域活動に意欲と行動力がある人を「地域のきずなづくり」の中核に据え、「円卓会議参加」を認める事が地域包括ケアの充実になるかと考えますが如何でしょうか？年に1回か2回、同じメンバーが集まって2時間話し合う事が地域包括ケアの高齢者課題解決とはならないと感じます。ご見解をお示しください。</p>	1	<p>地域円卓会議は、地域で活動している団体の方々が相互にコミュニケーションを図り、地域で協力・連携していくための関係づくりを目的としています。町会・自治会などのご意向に基づき、開催時間や日数、参加者を決定し、実施してまいりました。高齢者課題を含め、さまざまな地域課題がございますので、引き続き各地域のご意見を伺いながら、開催内容について検討してまいります。</p> <p>地域デビュー講座は、地域の新たな担い手発掘のため、主体的に地域活動に関わることができるよう、多様な入口やきっかけをつくることを目的としております。今後もこの目的に沿った講座内容について検討してまいります。</p>

8	<p>計画書では、民生委員など民間の力をアテにしている部分が目につきます。 しかし北区では、民生委員などの公的活動の担い手の多くは高齢者であり、十分な活動ができているとは言いがたい現実があります。 簡単に言えば、あまりアテにならないわけですが、こうした実態をどう考えているのか、この計画書からは見えてきませんし、そのことから当計画の実現性に疑義を抱いております。 実現性の乏しい計画などナンセンスだと言わざるを得ませんが、人員計画、つまり担い手を確保する計画や準備に手拔かりがないというのなら、明確に示すべきだと考えます。</p>	1	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように高齢者あんしんセンターを中心におたがいさまネットワーク協力団体、協力機関、民生委員、声かけサポーター（民生委員から推薦を受けたボランティア）が連携して、1人暮らし高齢者への見守りや認知症の早期発見など重層的な支援を行っています。また、区として担い手づくりのための研修や講演会などを開催し支援を行い「おたがいさまネットワーク」などによる重層的な見守り体制の充実を図っております。 地域包括ケア推進計画策定のためのアンケート調査では、地域づくり活動について参加意向が高いことから、高齢者が参加しやすい環境を作れるよう担い手と参加者がつながるためのコーディネートに取り組みます。</p>
9	<p>民生委員について 50ページ「活動支援」。民生委員は気軽な相談相手とありますが、実際は気軽に相談できる相手ではなく、そもそも何処に住んでいて何をやる人もわかりません。かつては民生委員連絡先が公表されましたが、今は個人情報保護のため公表もされず、気軽に相談が出来ません。また、民生委員が「どんな相談をする人なのか？」自体が判らないため、何処まで何の相談を受けてくれるのか、北区のホームページで具体例をあげて掲載してください。お金に困った相談をすれば生活保護制度を、認知症に困った相談をすれば安心センターの連絡先を伝えるだけの人なら、別に必要が無いです。インターネットで調べれば判ります。民生委員の地域における存在が形骸化し、実際には機能が充分果たせていない事は他の地域でも同じことが多いかと感じます。もちろん、民生委員は300名以上いる為、やる気と行動力がある人もいるかもしれませんが、多くの民生委員にご相談して感じてきたことが「私に相談されてもわかりません。自分が高齢であり、自分の生活が不安です」という人が多く、正直、期待が出来ません。国の制度なので民生委員は必置されるとして、地域包括ケア推進と地域課題解決に向けた北区福祉のキーマンの発掘、育成、活用、行政との協同に組み入れる事が必要と考えますが、如何でしょうか。</p>	1	<p>民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。 相談内容は、生活相談から子育ての悩み等多岐に渡り、行政への橋渡し役として活動しています。相談者の中にはインターネットでの検索が困難な方もおられる中、お住まいの地域で相談できる民生委員の役割は今後も重要であると考えます。連絡先については担当課を通じてのお伝えにはなりますが、今後も地域福祉の担い手としての民生委員・児童委員を区民の皆様にご理解いただけるような周知をさらに充実させていきたいと考えております。</p>

10	<p>50ページ 北区地域ケア会議の開催、北区版地域包括ケア連絡会の開催 おたがいさま地域創生会議、各地域ケア推進会議、地域ケア個別会議がそれぞれ開催されるとありますが、具体的に何時、何処で、何回、何時間、誰が参加したかについて記載が無く会議の全体像が見えません。会議録の公開が個人情報保護のため困難という事であれば、会議に関する上記データと個人情報を出さない会議概要の公開はして下さい。形式だけの開催なのか、実際にどのようなニーズで開催がされるのか、会議開催は高齢者課題を抱える支援者や家族・関係者からの要望で開催がされるのか、実際に何回開催され問題解決となったケースがあったのかわかるような表示を希望します。推進計画自体には詳細説明をしなくても、別途、情報公開をしてください。</p> <p>「地域包括ケア連絡会」とは何時、何処で、年に何回、誰が参加、開催時間、場所、テーマ、討議事項、決定事項について知りたいのですが、北区ホームページでは議事録など見つけられませんでした。会の実効性、必要性を知りたいので情報公開をお願いします。似たような名前の会議が多く、この「北区地域包括ケア連絡会」と「地域包括支援センター運営協議会」とは同じものなのでしょうか？また、この会議が地域資源ネットワークの構築を求める者であれば地域住民でテーマに関心があれば閲覧は可能なのか。地域包括推進計画にそうした説明の記載をお願いします。似たような会議名を羅列し、内容も実効性も示す情報を記載せず、ただ「開催しています」だけでは地域包括ケアは推進しません。</p>	1	<p>計画の中には会議体のイメージ図をお示ししわかりやすくします。会議の公開については、以下のように行なっております。</p> <p>① おたがいさま地域創生会議：年2回開催。②③から出された課題の報告、検討を行います。会議は公開します（当日の傍聴。ホームページで議事録、資料掲載。）</p> <p>② 地域包括ケア連絡会（地域ケア推進会議）（3地区）：3地区で行う「地域包括ケア連絡会」を位置付けています。各年1回開催。会議メンバーは、テーマに応じて高齢者あんしんセンターから地域住民、地域の関係機関に応じて参加を呼びかけ、地域課題の共有・検討を行い、①のおたがいさま地域創生会議へ報告及び検討事項の提案へつなげます。</p> <p>③ 地域ケア個別会議：各高齢者あんしんセンターで年2回開催。ケアプランをもとに個別事例の検討の中から地域課題の発見・共有をします。会議は関係者のみの参加で非公開です。把握された地域課題は各高齢者あんしんセンターで開催する「地域包括ケア連絡会」や②の「地域包括ケア連絡会（地域ケア推進会議）（3地区）」での検討につなげています。「地域包括支援センター運営協議会」は高齢者あんしんセンターの運営状況について報告、検討する会議です。会議は年2回開催し、公開します。（当日の傍聴。ホームページで議事録、資料掲載。）</p> <p>今後も、地域課題の解決に向けた取り組みをしやすくなるよう検討と実践を積み重ねてまいります。</p>
11	<p>51ページ 生活支援体制整備事業 生活支援コーディネーターを配置し、社会福祉協議会に北区全体のコーディネート業務を委託されているとのことですが、区内の知己資源の把握・見える化ができていないと感じます。実際に北区の各地域福祉活動のキーマン（個人・店・会社など）、各地域の地域課題情報をどのように収集し発表がされているのでしょうか？各あんしんセンターの窓口で「担当地域における福祉資源と地域課題一覧」の情報提出を希望すれば提示があるのでしょうか？過去に実際に窓口で伺いましたが、そうした情報の提示はありませんでした。また、「ニーズと取り組みのマッチング」とは具体的に何をされているのでしょうか。地域資源の開発、地域ニーズの把握、ネットワーク構築に向けた各地域団体・個人からの情報の受付窓口を福祉協議会、安心センターに担当者を設け設置しているのであれば、そうした記載を推進計画と各センター・社会福祉協議会のホームページに記載をお願いします。北区社会福祉協議会は機関誌を毎月、配布されていますが、情報と協力を集める記事がありません。北区社会福祉協議会のホームページを拝見しましたが、一方的な自身の事業と把握している一部地位団体のリスト、募金募集についての記載がありますが、社会資源の情報提供お願い、地域活動に関する意見募集などのフォームがありません。とても開かれた活動をしている団体と感じられず、地域全体のコーディネートが出来ていると感じられません。</p>	1	<p>北区では多様な地域社会資源の把握・活用を目的に、専門職向けの地域情報見える化サイト「ミルモネット」の導入準備を行っています。各高齢者あんしんセンターに配置している生活支援コーディネーターが団体等から直接把握した情報や社会福祉協議会や区が把握している通いの場等の情報をまとめ、各高齢者あんしんセンターの窓口で、相談に応じて必要な方に必要な情報を案内できるよう進めています。また、日常生活圏域ごとに把握した地域資源やニーズを整理し、地域が抱える多様な課題解決に向けた情報提供やマッチングを行うとともに地縁組織等で行われる様々な会議に参加し、活動状況等に関する情報共有及び顔の見える関係づくりをすすめ、地域自らが主体となって課題解決する力を醸成しています。北区と社会福祉協議会が引き続き連携しながら、本事業を進めてまいります。</p>

(3) 高齢者あんしんセンターについて

	パブリックコメント意見(要旨)	件数	区の考え方
12	<p>63ページ 高齢者あんしんセンターの運営</p> <p>高齢者を総合的に支援する体制の中核とありますが、24ページの認知度アンケートにおいて「知らない」が約3割、「名前を聞いたことがある」程度が5割近くでは活動成果が出ていない事ではないでしょうか？北区の高齢者数が年々増えており、高齢者あんしんセンターの設置年数は30年近くたつにもかかわらず、実際に相談・連絡をしたが1割程度では組織として行政が更新契約をするに値しない事業所が担当を継続していると感じます。このセンター職員は給料制であり仕事の質に関わらず定額の報酬という組織という事であれば公務員組織と同じで、出来るだけ相談が無く業務量が少ない方が良いという姿勢になるリスクを感じます。それを避けるために、各高齢者あんしんセンターの業務内容、接遇、実績、収集した社会資源リストの提示を区が求め、評価し、契約継続するか北区議会議員にきちっとした情報提供を行うべきではないでしょうか。区の職員が無理であれば、第三者評価事業を専門に行う民間調査会社、コンサルタント、社会福祉士に調査を委託し、各センターの業務の質と量、体制の在り方を調査してください。こうした「高齢者を総合的に支援する体制の中核となる」べきセンター業務について行政がしっかり把握、評価、調査できず、業務丸投げをしているとしたら、結局は地域の高齢者が良質な地域包括ケアを受けられない事につながります。「知らない」と「名前を聞いたことがある」が約8割を占める現状のセンター認知度を放置せず、センター職員がアウトリーチし、自身の役割と仕事をしっかり理解できるよう、行政が推進計画をしてください。</p>	1	<p>地域包括支援センターは、平成18年の介護保険法改正により、高齢者が住み慣れた地域で住み続けられるための総合的な支援機関として制度化されました。さらに、平成24年の介護保険法改正の主要事項である地域包括ケアシステムの構築のため、包括的、継続的なサービス提供を支えるコーディネート機能や、地域の高齢者支援の中核機関としての役割の強化が求められてきました。</p> <p>北区においては、「長生きするなら北区が一番」の実現の中心機関として相談機能の強化、地域のコーディネート・一人暮らし高齢者等の見守り機能の強化を進めてまいりました。</p> <p>また、平成27年からは、高齢者あんしんセンターのサービスの質の向上や各種事業の公平・公正な運営の確保を図るため、事業評価を実施しております。</p> <p>今後は本事業評価の実施を各高齢者あんしんセンターにおけるPDCAサイクルに活用し、さらなる高齢者あんしんセンターの機能強化を推進してまいります。</p> <p>高齢者あんしんセンターの周知につきましても、北区ニュース等を利用し区民のみなさまに対する認知度の向上に取り組んでまいります。</p>

(4)安全・安心の確保と在宅生活の支援について

	パブリックコメント意見(要旨)	件数	区の考え方
13	<p>国が、記載を充実させるよう定めた7項目のうち「(7)災害や感染症対策に係る体制整備」は、毎年各地で発生している豪雨災害に加え、新型コロナ感染拡大で先が見通せない状況の中、世間の関心が最も高い項目といえる。しかし、「重点的な取り組み」には(7)関連の記載が全くなく、(7)に関連する基本目標4の「(1)安全・安心の確保」(p.68～71)にも重点事業が1つもない。感染症に関しては、p.110に介護サービス事業継続や人権関連のわずかな記載があるのみである。</p> <p>本計画期間は2021～2023年度で、ちょうど東日本大震災10周年、かつwithコロナの時代に当たるため、災害や感染症対策への取り組みは最重点で進めるべく、柱を1つ追加して頂きたい。また第4～6章の災害や感染症に関する事業は、可能な限り重点事業とすべきである。</p>	1	<p>災害や感染症対策につきましては、それぞれ北区地域防災計画、北区新型コロナウイルス等対策行動計画と整合を取りながら取り組みを進めてまいります。</p> <p>第4章基本目標4(1)安全・安心の確保に掲載した「避難行動要支援者対策の推進」を重点的な取り組みの事業といたしました。</p>
14	<p>避難行動要支援者対策の推進」のうち、激甚化する風水害時の避難行動については、行政・社会福祉協議会・NPO・市民団体などの支援関係者と要支援者がつながる仕組みづくりは大きな課題である。支援関係者と要支援者が一体となったマイ・タイムラインづくりや、要支援者の日常的安否確認のシステムづくりなど、命を守るために行うべき施策は多く、重点事業に格上げして頂きたい。</p>	1	<p>要支援者と避難支援等関係者がつながる仕組み作りは区としても非常に重要であると考えております。引き続き重点事業として、避難行動要支援者名簿の活用や個別計画の作成等により、避難行動支援の拡充に努めてまいります。また新たに、大規模水害に備えて、要配慮者向けの避難行動支援計画の策定の着手を予定しています(令和3年度～令和4年度)。</p>
15	<p>災害時は、屋外へ避難せず自宅に留まって命を守り、災害発生後も在宅避難を続けられるのがベストである。そのためには住宅支援や住み替え支援の施策と、p.68の避難行動要支援者対策とを連携して取り組む必要がある。耐震性能、耐火性能の強化の他、土地の嵩上げや床下を排水しやすい構造にするなど、水害に強い住宅供給も必要であり、事業として追加して頂きたい。</p>	1	<p>区では自己所有の住宅の改修工事に対して助成金を支給しているほか、ファミリー世帯や高齢者世帯を対象に住み替え支援の助成を行っております。ご意見をいただいた水害対策は大変重要な視点と考えますが、住まいの形や住まい方については居住者それぞれによりますので、今後の研究課題とさせていただきます。</p>
16	<p>計画書では「バリアフリーのまちづくりを推進」を謳っていますが現実に北区が推進している施策等を見ると、その整合性などに疑問を抱かざるを得ない点が少なからずあります。</p> <p>まず、体育館の件です。</p> <p>地震などの災害時に、自宅が罹災した人々の避難所として学校の体育館が利用されることが多いと思いますが、昨今、北区では学校の統廃合等で閉校になった学校の体育館を取り壊すことがあります。</p> <p>こうなると、代替施設が無ければ、その地域の人々の避難場所は無くなりますが、災害時には、より遠くの避難所に避難することを余儀なくされます。</p> <p>このことは、特に足腰に問題を抱えていることが多い高齢者の方々にとって大変なことだと言わざるを得ません。</p> <p>「バリアフリーのまちづくりを推進」というのなら、災害時のこうした人々への手当てをどうするのか、そうしたことも十分考慮すべきではないでしょうか。</p>	1	<p>地域の方の避難先となる避難所については特に指定はしていません。学校の統廃合により、場合によっては最寄りの避難所が遠くなってしまうことがあり、ご迷惑をおかけして申し訳ございませんが、なるべくご負担にならないよう今後も配慮をして整備をしていきます。</p>

17	<p>次は、コミュニティバスのことです。</p> <p>北区は、一つの自治体内に存在するJRの駅数では全国最多であるなど、公共交通機関は全国的に見て充実しており、交通の便については良い部類に入る自治体だと思いますが、それでも交通の便が良好ではない地域も多数存在し、移動手段を公共交通機関に依存することが多い高齢者や障害者などにとって、生活上の大きな支障になっていることは否定できないでしょう。</p> <p>この問題の改善のために、2008(平成20)年から一部地域にコミュニティバス(Kバス)を運行させていることと、現在、その拡充が検討されており、現在、パブリックコメントの募集がおこなわれていることは承知しております。しかし、聞くところによれば、一部の区議会議員などが「コミュニティバスは区の財政を悪化させる」とか「コミュニティバスを運行させることによって、民間バス事業者の事業を圧迫することになり、民業圧迫だ」などとして、コミュニティバスの拡充に難色もしくは反対の意向であることを耳にしました。こうした主張が通り、コミュニティバスの拡充がおこなわれない場合、多くの高齢者や障害者等にとって、移動手段をめぐる環境は改善されないままということになってしまいます。</p> <p>計画書の70ページには「バリアフリー基本構想の推進」と題して「高齢者、障害者をはじめ、だれもが便利で安全に、移動や施設の利用ができるようにするため、バリアフリーのまちづくりを推進します。」と書かれていますが、こうして掲げられたものと、コミュニティバス拡充に反対する動きは、どのように考えても大きく矛盾していると言わざるを得ませんが、この点についても、区の見解を質したいと考えます。</p>	1	<p>コミュニティバスの運行につきましては、北区地域公共交通計画(案)についてのパブリックコメントを行っております。</p> <p>本計画の策定にあたっては、高齢者に関わる様々な計画との整合性を持たせ、高齢者の地域生活を支援するための事業を進めてまいります。</p>
18	<p>「建築物のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン」については、withコロナの対応として、ソーシャルディスタンスを確保できる今まで以上の広いスペースが必要となる。車いすや視覚・聴覚障害者でもソーシャルディスタンスを確保できるような、広いスペースや目立つ目印、音声案内の工夫が必要である。</p>	1	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ご意見にあるような工夫の必要性については、建築物のバリアフリー化の促進及びユニバーサルデザインを推進するための大切な視点として受け止めさせていただきます。</p>
19	<p>「鉄道駅エレベーター等整備事業」の中で進められているホーム柵について、階段やエレベーター等でホーム上が狭くなっている場所への柵の設置は優先すべきである。また、JR山手線ホームにある車いす用乗降口(ホームと車両の間を狭くし、ホームドアも幅広にする)は高齢者にとっても乗降しやすくなるため、推進して頂きたい。</p>	1	<p>ホーム柵の部分的な設置については難しいと考えますが、鉄道駅のホーム柵や車いす用乗降口の設置推進と合わせて、鉄道事業者に伝えてまいります。</p>

20	<p>69ページ 成年後見制度の利用促進、「あんしん北の機能充実」、70ページ・成年後見制度の各費用助成について 成年後見制度の利用促進をしますとしかありませんが、具体的にどのような形で行うのか記載をお願いします。利用促進法の趣旨は中核センターを設け、地域の後見ニーズを地域で集め地域で後見人を育成するということであると感じますが、北区の具体的方向性がこの記述ではわかりません。「あんしん北の機能充実」とありますが、上記、成年後見の利用促進を「あんしん北」が中心で行う方向性を示されるのであればお願いがあります。開かれた組織としてください。行政・社会福祉協議会が成年後見人候補者を選び、内輪だけで進めるのではなく、家族成年後見人の育成、市民後見人の育成と活用、専門職後見人に対しては「あんしん北」が人事権・選任権を独占するのではなく、開かれた公募制と平等性の担保をお願いします。成年後見人候補者に制限はなく、家族、第三者、専門職であれば被後見人と家族の同意により申請書に推薦可能です。後見人を選任する、相談ケースについて中核機関の立場を良い事に利益独占するような事が無いような「成年後見制度の利用促進」制度実現をしてください。</p>	1	<p>権利擁護センター「あんしん北」では、成年後見制度の利用促進のために、制度の利用相談や周知のための広報活動を行っています。これらの事業に加え、本人の意思・身上に配慮した後見事務を適切に行うことができる後見人候補者の的確な推薦を行うための受任者調整会議を新たに設置し、利用促進の充実を図ってまいります。また、当該会議の構成メンバーには、専門職団体や被後見人の支援者などを予定しており、後見人候補者の推薦プロセスの透明性を担保してまいります。</p>
21	<p>紙おむつ支給事業で、支給される尿取りパットに止水材むき出しではなく、不織布でカバーされているものも含めてほしい。特に男性の場合は、男性器に巻いて使う人もおり、その場合止水材がむき出しのタイプでは、接触する肌の汗ばみや、ムレ等が発生しやすく、皮膚疾患を誘発することがある。</p>	1	<p>現在支給している紙おむつの中に、ご提案いただいたような止水材がむき出しでないものが含まれております。いただいたご意見は、業者に伝えてまいります。</p>

(5)介護保険に関すること

	パブリックコメント意見(要旨)	件数	区の考え方
22	今すぐ取り組まねばならない項目にもかかわらず、内容が一般論の記載しかない。介護サービス事業継続体制の構築については、事業継続計画(BCP)が必要であり、その方針は本計画に記載しておく必要がある。差別や偏見等の人権問題については、理解促進だけでなく、通報・相談・救済のシステム構築が喫緊の課題である。	1	災害時や感染症が発生した際などの事業継続計画(BCP)の策定は必要な対応の一つと考えております。国からの通知を元に、各事業所がそれぞれの状況に応じて策定できるよう、支援してまいります。その他の取組みについても、状況変化に応じて的確に対応できるよう、今般の新型コロナウイルスへの対応状況を分析・評価し、取り組んでまいります。
23	新型コロナについては「発生させないための予防の取組」いわゆる水際対策の時期は、昨春の緊急事態宣言までと認識している。計画期間の2021～2023年度はwithコロナの時代になり、発生しても感染拡大の山を作らず、かつ重症化を防ぎ、医療体制が逼迫しないレベルに抑え込む取組こそが大切である。新型コロナは未知の世界であり、事業の具体化は困難と考えられるが、少なくともp.110の記載については上記の視点で見直すべきである。	1	新型コロナウイルスに限らず、感染症全般への対応として、各事業所内において感染者を発生させない取組みは、必要な対応として考えております。ご指摘のとおり、各種感染症については、重症化を防ぎ、医療体制が逼迫しないように対応することは重要と考えておりますので、引き続き事業所支援に取り組んでまいります。
24	新型コロナ感染症対策に関する事業が必要である。例えば以下のような事業を、重点事業として進めて頂きたい。 ・接触機会の削減や接客を伴う仕事の敬遠による、福祉・介護現場の更なる人手不足への対応として、ハードや案内設備、ICTで対廠可能な部分となるべく増やす努力をする。 ・二次元バーコードを活用した案内や決裁の充実化、モニター画面を通した人的対応、AIロボットの活用など、ICTの活用による非接触化の推進を図る。 ・人的対応が必要な現場における、手洗い・消毒・マスク・仕切り板等の対抗に関する簡易マニュアルの作成を推進する。	1	これまで、介護サービス事業所への新型コロナウイルス感染症対策としては、衛生物品の配付、各種特例取扱いの案内、国・都及び区独自給付金の支給に加え、感染症の専門家の医師による巡回指導や独自の感染対策チェックリストの実施、FAQや好事例の共有、新規施設入所者を対象としたPCR検査の実施等を行ってまいりました。また、ご指摘いただきました、ICTや介護ロボットについては、補助事業とともに案内を行って参りました。引き続き、関係機関からの情報を集約し、事業所へ通知するとともに、各事業所における状況に即した、実効的な対策を実施できるよう支援してまいります。
25	介護保険によるレンタル機器のカタログを見ると、多くのものが、2年程レンタルすると業者は、売値以上の金額を得る。利用者はその1-3割負担だが、保険事業の方は、財務的に圧迫される。レンタル料を安くするか、区あるいは都による給付も考えたほうがいいのか。多くの利用者は、特にベッド等大型のものは、一度借りるとずっとそのままのことが多いのではないか？利用者としてはいつでも変えられるのはよいことだが。	1	特定福祉用具の貸与の品目は、利用者の身体状況等により、適時適切に借り換えを行いながら、利用者の自立支援・重度化防止を図れるものが挙げられています。福祉用具の品目や介護報酬については、国の検討会等で議論されているところですので、動向を注視し、適切に対応してまいります。

26	<p>介護サービスなどの提供者は民間事業者になるとと思いますが、介護分野において当地域では数年前に事件がありました。この事件によって、悪質な事業者の存在が身近かつ明確になったと言え、こうした悪質事業者が再び現れる可能性は否定できないと思います。</p> <p>しかし、この計画書を読んでも、そうした事態について、十分に考え準備しているとはとても思えませんでした。</p> <p>計画書には「苦情相談や通報への適切な対応」とか「苦情相談・通報情報の適切な把握・分析及び活用」といった文言はありますが、こうした仕組みは、事件以前から存在したと思いますし、それでもあのような事件を防ぐことはできなかった、つまり有効に機能しなかったことを考えると、説得力が感じられません。</p>	1	<p>介護サービス提供事業所におけるケアについては、利用者ご自身が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、サービスを提供することとされています。</p> <p>ご指摘いただきました、「苦情相談や通報への適切な対応」等に加え、区では、法令・通達・基準等に対する適合状況等を個別に明らかにし、必要な助言、実地指導を行っております。</p> <p>引き続き、こうした取組を進めるとともに、データに基づく分析を進めることで、事案が発生する前に対応を進められるよう、体制を整備してまいります。</p>
27	<p>この計画書に書かれていることを実現しようとするれば、介護など各種サービスの実際の担い手になる民間事業者は、現在北区内で活動しているものだけでは不足すると思います。</p> <p>しかし、このことへの対策が、この計画書からはほとんど見えてきません。また、前項で取り上げた事件でも明らかになりましたが、介護も含めた医療・福祉分野で活動する民間事業者は、玉石混淆、問題のある事業者も少なからず存在します。</p> <p>そして厄介なことに、ほとんどの場合、利用者が信頼できる事業者であるかどうかを事前に見抜くことは至難です。</p> <p>つまり、どうやって良質なサービスを提供する事業者を充実させるのか、具体的に説得力のある施策を示すべきだと考えます。</p>	1	<p>介護サービス事業所の整備は、地域の状況を分析しながら、地域密着型サービスについては、住民のニーズに対応できるよう整備を進めて参ります。</p> <p>また、第三者機関による事業評価を導入し、事業実施内容の評価を行っております。</p> <p>さらに、事業所に対し、集団指導や研修等を実施するとともに、各職能団体が実施している研修への補助等、人材育成の支援を行っております。</p> <p>これらの取組みと同時に、利用者の皆さまがそれぞれのニーズに併せた事業所を選択できるよう、各事業所の特徴をまとめた一覧表を作成し、ホームページに公表するとともに、各ケアマネジャーに対して配付しております。</p> <p>こうした取組を進め、利用者のニーズを的確に捉えたサービス提供体制が実現されてまいります。</p>

(6) 計画全体に関すること

	パブリックコメント意見(要旨)	件数	区の考え方
28	<p>北区は各種媒体などで「長生きするなら北区が一番」ということを強調していますが、一方で、そうした言葉とはかけ離れたあるいは相反する事態が起きているわけですが、これは大変な矛盾と言わざるを得ません。</p> <p>北区として、本当は何を目指しているのか、どういう地域社会を実現させたいのか、そうしたことを、美辞麗句の羅列のようなことではなく、具体的に説得力のある説明をすべきであると考えますし、そのことを求めます。</p>	1	<p>北区として、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るための取組を推進していきます。</p> <p>人生100年時代に誰もが輝くことができるよう、高齢者及びその家族の実態と意向を反映するとともに、地域の実情を踏まえた地域にふさわしい施策の実現を目指します。</p>
29	<p>第一章 計画策定の概要6ページ「北区版地域包括ケアシステムのイメージ図」と、第2章北区における高齢者の現状と課題35ページ「前期施策の取組状況」について、共に「準備中」とありますが、「準備中」のものをパブリックコメントで意見を求める事は区民に失礼ではないでしょうか。推進計画の一番重要な部分である「北区版の地域包括ケアイメージ図」が示せないのであれば、そもそもパブリックコメントを募集する意味が無いです。意図的にされているのか、期日的に間に合わなかったかわかりませんが、一番、示すべき全体図を示さず、意見だけ求めて「パブリックコメントを実施しました」という判断をされるのは問題です。せめて、※をつけて「この部分はパブリックコメント募集期間までに作成が間に合いませんが、至急作成を行い、何月何日までに区のホームページに掲載いたします。後日、その部分についての意見募集を必ず行いますので今回はご容赦ください」とコメントし、フォローをするのが最低限やるべきことと感じます。イメージが示せないのは、北区版の地域包括ケアシステムのイメージが北区に無いという判断をせざるを得ません。計画策定自体、地方自治体としてできないと区民に謝罪し、責任をとられるのは如何でしょうか。また、35ページの前期取組状況についての記載が無い事もご説明をお願いしたい。前期の取組状況が確認できなければ、新しい推進計画について道筋が見えません。さらに、未完成な推進計画案をパブリックコメントに出して、8ページにおいて「パブリックコメントを実施しました」としていますが、本来出すべき情報を出さずに意見をあつめ、形式的だけ「実施しました」とするのは詐欺行為ではないでしょうか？ご説明をお願いします。</p>	1	<p>準備中と記載のある箇所につきまして説明が足りず申し訳ございませんでした。</p> <p>地域共生社会の実現に向け、高齢者のみならず若い世代も含め地域づくりおよび社会参加に参画できるような働きかけや取り組みが必要な段階にあると考えています。</p> <p>パブリックコメントや公聴会などでいただいたご意見を反映し、現計画のイメージ図と比べてより地域共生社会が見えやすいものにしてまいります。</p> <p>また、35ページの前期取組状況につきましては、令和2年度における事業の評価が難しいため、準備中といたしました。</p>

(7)その他

	パブリックコメント意見(要旨)	件数	区の考え方
30	<p>妻(82歳)が要介護5 アルツハイマー症 夫在宅支援 デイサービス と5年経過して介護施設に入所したが1カ月後に尿路感染症で1ヶ月入院 別の介護施設入所後10ヶ月誤嚥性肺炎で救急車入院 胃管食事となり 介護医療院施設を探す状況になる。通常の特養、有料老人ホームは胃管食事対応が不可のためインターネット検索、北区役所、高齢者支援センターに相談 北区は対応施設が少なく利用事例が少ないため担当者の説明紹介のレベルが低く、結局インターネット検索から中野区の高齢者長期療養病院に入院3ヶ月経過胃管がとれて口から食事になり体調回復 このような経験から後期認知症対策の対応に施設、担当者面で立ち後れている。早急に改善してほしい。今の介護施設は軽度中度認知症向きで経営上も後期を排除している。後期は医療ウエイトが高まる。医師、病院との契約内容の改善点検が望まれる。</p>	1	<p>ご紹介いただきました案件につきまして、退院後の案内やご相談について、ご不便をおかけいたしまして、申し訳ございませんでした。 ご指摘いただきましたとおり、特別養護老人ホームをはじめとしたすべての介護保険施設において、医療的ケアが必要な方の受入れを行えません。区民の皆さまが、介護医療院を含め、ニーズに合わせた在宅サービスや施設サービスを選択できるよう、引き続き、基盤整備を検討してまいります。 一方で、医療的ケアが必要な方、認知症対応が必要な方も含め、住み慣れた地域で安心して暮らしを続けられる環境を整えることは重要なことだと考えております。引き続き、介護及び医療をはじめとした関係機関が密に連携をするとともに、認知症への社会の理解を深め、地域の中で自分らしく暮らすことができるよう、地域づくりを進めてまいります。</p>